

保健福祉局指定管理者選定委員会指定候補者審査指針

1 位置付け

保健福祉局指定管理者選定委員会指定候補者審査指針は（以下「局審査指針」という。）は、京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針を踏まえ、保健福祉局の所管に係る公設民営施設の指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）を選定するに当たり、保健福祉局指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）としての標準的な審査の方法を定めるものである。

2 公募・非公募

原則として、指定管理者は公募しなければならない。

ただし、次の場合は、あらかじめ行財政局と協議し、委員会の意見を聴いたうえで、非公募により選定できる。

- (1) 土地又は建物の一部の貸与を受けて設置している施設で、かつ、地域住民が主体となった運営委員会や当該土地又は建物の所有者が施設を運営することが貸与の条件となっている既存施設

(対象例)

- ア 土地の貸与を受けている施設で、地域住民等が主体となった運営委員会が運営することが貸与の条件になっている施設（児童館）
イ 建物の一部の貸与を受けて設置している施設で、当該建物の所有者が運営することが貸与の条件になっている施設（老人いこいの家）

- (2) その他公募を行わないことについて合理的な理由があり、かつ、委員会において認められた場合

(対象例)

民設施設との合築施設であり、かつ、当該民設施設と密接な事業関連性があり、一体的に管理を行うことが効率的な施設（子ども保健医療相談・事故防止センター）

3 審査項目及び審査基準

公平かつ客観的に評価するために、「(別表)評価シート」に基づき、審査項目（大項目、中項目及び小項目）及び審査基準について示し、事前に公表（審査項目、審査基準、評価点、係数及び満点の得点）するものとする。

ただし、非公募で選定する場合は、事前の公表は行わない。

合築施設の審査に当たっては、同種事業のみの合築施設の場合は施設ごとに審査項目を分けず一体的に審査することとし、複数の事業種別で構成する合築施設の場合は、事業種別ごとに分けて審査することとする。

なお、施設種別その他の特別な事情等により、審査項目及び審査基準を変更する必要がある場合は、保健福祉部監査指導課へ事前協議のうえ、委員会の承認を得なければならない。

また、次の団体から申請があった場合は必要な措置を講じる。

(1) 本市からの職員派遣による人的支援又は運営補助金の交付による財政支援を受けている外郭団体

その他の団体とのイコール・フットィングを確保するために、次の措置を講じる。

ア 本市からの職員派遣による人的支援がある場合

審査項目「資金収支及び事業活動収支の状況」において、本市が負担した派遣職員の人件費相当額を、外郭団体が負担したと仮定した数値に置き換えて、審査する。

イ 本市からの運営補助金の交付による財政支援がある場合

審査項目「資金収支及び事業活動収支の状況」において、本市が支出した運営補助金がなかったものとした数値に置き換えて、審査する。

(2) 現指定管理者

当該施設の管理運営が適正に行われなかった場合などに適切なペナルティーを科すために、審査項目「同種施設における事故及び不祥事」において、通常は過去2年間の状況について審査するところを、現指定管理者については、当該施設における事故及び不祥事に関しては当該指定管理期間中の状況について審査する。

4 競合した場合の審査方法

(1) 書類審査

ア 委員による直接審査

書類審査に当たっては、委員自らが審査する。

イ 匿名審査の実施

公平性の確保のため、応募団体は匿名により審査する。

ウ 評価点

審査を明瞭かつ効率的に実施するために、小項目ごとに0点、1点又は2点の3段階として減点方式で評価する。評価点と同点の場合は優劣を意識した評価を行うことができる。(他団体より劣っている場合に減点することができる。)

(ア) 一定の水準を満たしており評価できる……………2点

(イ) 一定の水準を満たしているが不十分な点がある……1点

(ウ) 評価できない内容が多い……………0点

エ 委員による評価点が異なる場合

委員の評価点の平均点により決定する。

オ 係数

(ア) 小項目ごとに、各審査項目の重要度に応じて1から4までの係数を設定することができる。

なお、複数の事業種別で構成し、かつ入所系施設を含む合築施設については、入所系施設を含む事業種別をその他の事業種別よりも係数を高く設定し、重点を置いた評価を行う。

事業種別ごとに施設所管課において設定し、委員会において審議のうえ、事前に公表するものとする。

(イ) 小項目ごとの得点は、評価点に係数を乗じて得た数値とする。

(2) プレゼンテーション審査及びヒアリング審査

ア 委員による直接審査

提案内容を正確に把握し、最も適切な指定候補者を選定するため、委員会において、委員自らがプレゼンテーション審査及びヒアリング審査を行う。

イ 実名審査の実施

実名により審査する。

ウ 実施時間

プレゼンテーション審査及びヒアリング審査は、1団体当たりそれぞれ10分以内とし、審査途中であっても時間超過は認めない。なお、いずれかの審査が早く終了しても、残時間を他方へ加えることはできないものとする。

ただし、複数施設に申請している団体については、2施設目以降の施設につき、1施設当たりそれぞれ5分ずつ追加する。

エ 審査終了後の評価点補正

プレゼンテーション審査及びヒアリング審査終了後、委員同士の協議により、小項目ごとの評価点を補正することができる。

ただし、係数は変更できないものとする。

5 競合がない場合及び非公募の場合の審査方法

(1) 書類審査

ア 委員による直接審査

書類審査に当たっては、委員自らが審査する。

イ 実名審査の実施

実名により審査する。

ウ 評価点

審査を明瞭かつ効率的に実施するために、小項目ごとに0点、1点又は2点の3段階として減点方式で評価する。

(ア) 一定の水準を満たしており評価できる……………2点

(イ) 一定の水準を満たしているが不十分な点がある……1点

(ウ) 評価できない内容が多い…………… 0 点

エ 委員による評価点異なる場合

委員の評価点の平均点により決定する。

オ 係数

(ア) 小項目ごとに、各審査項目の重要度に応じて 1 から 4 までの係数を設定することができる。

なお、複数の事業種別で構成し、かつ入所系施設を含む合築施設については、入所系施設を含む事業種別をその他の事業種別よりも係数を高く設定し、重点を置いた評価を行う。

事業種別ごとに施設所管課において設定し、委員会において審議する。

(イ) 小項目ごとの得点は、評価点に係数を乗じて得た数値とする。

(2) プレゼンテーション審査及びヒアリング審査

プレゼンテーション審査及びヒアリング審査は実施しない。

ただし、特別な事情又は委員による実施希望がある場合は、4 (2) に準じて実施することができる。

6 指定候補者の選定

(1) 合計得点

小項目ごとの評価点（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査を実施した場合は評価点補正後）に各小項目の係数を乗じた得点の和を申請団体の合計得点とする。

なお、合計得点が 100 点満点とならない場合には、比較を容易にするため、百分率表示（小数点第 2 位を四捨五入）を併せて行う。

(2) 市内中小企業及び市内に本拠を置く団体並びに地域住民が主体となった団体への加算

市内中小企業及び市内に本拠を置く団体（社会福祉法人、公益社団法人及び NPO 等）には、合計得点に 3%（地域住民が主体となった団体（自治会、運営委員会等）の場合は、6%）加算し、その後、百分率表示を行う。なお、百分率表示の結果、100 点を超えた場合は、満点（100 点）として取り扱う。

(3) 選定方法

(1) 又は (2) の合計得点（百分率表示前）が最も高い申請団体を指定候補者として選定する。

合計得点が高点の場合は、次の優先順位により選定する。

ア 「事業計画」の得点が高い申請団体を上位とする。

イ 「事業計画」の得点と同じ場合は、すべての大項目のうち、係数が大きい小項目の得点が高い申請団体を上位とする。

ウ すべて同じ場合は、委員同士の協議で決定する。

なお、申請者の合計得点が著しく低い（百分率後の合計得点が概ね60点を下回る場合等）と判断される場合や、特に重要と考えられる項目の評価点が0点の場合は申請者の合計得点にかかわらず、指定候補者として選定しないことができる。その場合は、再公募等を行わなければならない。

7 審査結果の公表

審査結果は公表するものとし、募集要項において、その旨を明記する。

8 局審査指針の改廃

局審査指針を改廃する場合は、委員会の意見を聴かなければならない。

附 則

この局審査指針は、平成23年7月1日から施行する。

この局審査指針は、平成25年6月1日から施行する。

この局審査指針は、平成26年4月1日から施行する。

この局審査指針は、平成27年4月16日から施行する。

この局審査指針は、平成27年12月4日から施行する。

この局審査指針は、平成29年7月27日から施行する。

(別表)評価シート

審査項目 (大項目)	審査項目 (中項目)	審査項目 (小項目)	審査基準	評価点	係数	満点の 得点	委員による書類審査 得点	ヒアリング で補正後の 得点
運営実績 (申請団体の 状況)	1 団体の運営実績 及び組織内連携	1 団体の運営実績	・当該事業を運営するために、必要な事業実績があるか。	2 1 0				
		2 組織内連携	・役員会、本部、事業所間で緊密な連携が図られているか。	2 1 0				
	2 団体の運営管理 体制	3 監査指摘状況	・行政等による指導監査を受けている場合、過去2年間の監査において文書による指摘件数が少なく、重大な指摘内容がなかったか（行政による指導監査を受けていない場合は、監査法人等による外部監査を実施し、重大な指摘内容がなかったか）	2 1 0				
		4 監査指摘に対する改善 状況	・監査指摘事項がある場合、改善検討が行われ、改善状況報告書に基づき実際に改善されているか	2 1 0				
		5 法人全体における事故 及び不祥事	・過去2年間、団体の運営上において重大な事故や不祥事がなかったか	2 1 0				
		6 同種施設における事故 及び不祥事	・過去2年間(※)、今回募集する施設と同種施設において、団体の運営上、重大な事故や不祥事がなかったか ※申請団体が現指定管理者の場合、当該施設における重大な事故及び不祥事に関しては当該施設の指定管理期間	2 1 0				
		7 コンプライアンスの推進	・組織としてコンプライアンスの推進に取り組んでいるか	2 1 0				
		8 管理者の責任とリーダー シップ	・管理者の役割と責任がスタッフに明示され、事業の運営状況を把握の上、具体的な指示を出しているか	2 1 0				
		9 資金収支及び事業活動 収支の状況	・団体全体で過去2年間又は累積での赤字が生じていないか ※申請団体が本市外郭団体の場合、その他の団体とのイコール・フットイングを図るための調整あり	2 1 0				
		10 借入金の状況	・団体全体で借入金がないか。借入金がある場合は返済計画どおりに償還しているか。	2 1 0				
		11 外部評価	・第三者評価等の外部評価を受診し、評価結果を公表しているか	2 1 0				
		12 苦情解決	・苦情があった際に適切に対応しているか	2 1 0				
小 計								

審査項目 (大項目)	審査項目 (中項目)	審査項目 (小項目)	審査基準	評価点	係数	満点の 得点	委員による書類審査 得点	ヒアリング で補正後の 得点
事業計画 (応募施設 の状況)	1 応募施設の運営理念	13 応募施設の運営理念等	・当該施設に見合う具体的な運営理念や運営方針を定めているか	2 1 0				
		14 地域交流	・地域交流や関係機関等との連携に対する考え方は妥当か	2 1 0				
		15 利用者の尊重	・人権の尊重、守秘義務、個人情報保護、説明責任についての理念を明示しているか	2 1 0				
	2 応募施設の事業計画	16 事業計画の基本的性格	・施設の性格、機能及び役割を理解した計画になっているか	2 1 0				
		17 情報開示の積極的姿勢	・積極的に情報開示を行う姿勢が明らかになっているか	2 1 0				
		18 利用者の意見反映	・利用者の意見聴取を行ったり、第三者委員の設置により苦情解決体制を確立するなど、組織的な体制が確立された計画となっているか	2 1 0				
		19 サービスの質の確保、向上	・サービスの質の確保・向上に向けた組織として具体的な計画になっているか	2 1 0				
		20 建物・設備の保守点検	・建物維持管理業務についての考え方は適切なものとなっているか	2 1 0				
	3 応募施設の施設運営体制	21 職員の配置計画	・職員の配置基準を満たす計画であるとともに、採用計画について具体的に明示しているか	2 1 0				
		22 職員の人事考課	・人事考課の考え方を明示しているか	2 1 0				
		23 職員の人材育成	・研修計画を作成の上、計画に基づいた専門知識・技術の向上に向けた研修機会を組織的に確保しているか	2 1 0				
		24 人材育成への貢献	・実習生受入れ等に対する体制が整備されているか	2 1 0				
	4 応募施設の経営管理計画	25 運営の健全性	・サービスの質の確保と経営の効率性のバランスがとれた計画になっているか	2 1 0				
		26 資金計画	・事業計画との整合性があり、実現が見込めるものとなっているか	2 1 0				
		27 資金収支見通し	・今後の収支見通しについて単年度又は累積での資金赤字となっていないか	2 1 0				
		28 運転資金の確保	・一定の運転資金を確保しているか	2 1 0				
		29 内部牽制体制	・経費の執行について複数の者でチェックする内部牽制体制が示されているか	2 1 0				
		30 市内中小企業の活用	・再委託を行う場合において、市内中小企業への発注に努めているか	2 1 0				
	5 応募施設の危機・安全管理	31 事故防止	・事故防止のためのマニュアルを整備し、訓練体制を確立しているか	2 1 0				
		32 緊急時の対応	・緊急時のマニュアルを整備し、組織体制を確立しているか	2 1 0				
33 感染症等の対応		・感染症や食中毒予防対策のためのマニュアルを整備し、具体的予防策を確立しているか	2 1 0					
34 衛生管理		・施設内の物品等の整理整頓及び衛生管理対策が明示されているか	2 1 0					
35 災害対策		・消火訓練、避難訓練等の実施計画や備えがあるか	2 1 0					
6 上記以外で特に PRしたい内容	36 団体のPR			2 1 0				
小 計								
合計得点(小項目の得点合計)								
3%加算後(合計得点×1.03) ※市内中小企業及び市内に本拠を置く団体								
6%加算後(合計得点×1.06) ※地域住民が主体となった団体								
合計得点(百分率表示) ※小数点第2位を四捨五入						100		